

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条例名	施行日	条例の内容													
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									民間支援団体に対する援助
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	
都道府県	市区町村																
鳥取県	鳥取市	鳥取市犯罪被害者等支援条例	令和4年12月28日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	倉吉市	倉吉市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	岩美町	岩美町犯罪被害者等支援条例	令和3年3月19日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	若桜町	若桜町犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	智頭町	智頭町犯罪被害者等支援条例	令和3年3月22日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	八頭町	八頭町犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	三朝町	三朝町犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	湯梨浜町	湯梨浜町犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	琴浦町	琴浦町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	北栄町	北栄町犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	南部町	南部町犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	日野町	日野町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	江府町	江府町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。